### 令和4年10月1日現在

(以下の表は利用者負担割合 1割で計算しています)

(施設サービス計には 看護体制 日常生活継続支援 夜勤職員配置 初期、外泊入院 介護職員処遇改善 特定処遇改善 ベースアップ支援(令和4年10月1日から) の各加算が含まれています)

要介護度	施設サービス計	段階	食費	居住費	1日あたり合計	月額(30日)
要介護 1		第1段階	300	0	1,329	39,870
		第2段階	390	370	1,789	53,670
	1,029	第3段階①	650	370	2,049	61,470
		第3段階②	1,360	370	2,759	82,770
		第4段階	1,445	855	3,329	99,870
		第1段階	300	0	1,404	42,120
要介護 2	1,104	第2段階	390	370	1,864	55,920
		第3段階①	650	370	2,124	63,720
		第3段階②	1,360	370	2,834	85,020
		第4段階	1,445	855	3,404	102,120
	1,184	第1段階	300	0	1,484	44,520
		第2段階	390	370	1,944	58,320
要介護3		第3段階①	650	370	2,204	66,120
		第3段階②	1,360	370	2,914	87,420
		第4段階	1,445	855	3,484	104,520
要介護4	1,261	第1段階	300	0	1,561	46,830
		第2段階	390	370	2,021	60,630
		第3段階①	650	370	2,281	68,430
		第3段階②	1,360	370	2,991	89,730
		第4段階	1,445	855	3,561	106,830
		第1段階	300	0	1,637	49,110
		第2段階	390	370	2,097	62,910

要介護 5	1,337	第3段階①	650	370	2,357	70,710
		第3段階②	1,360	370	3,067	92,010
		第4段階	1,445	855	3,637	109,110

## 柑洋苑 ショートステイ 基本サービス利用料金

# 令和4年10月1日現在

要介護度	施設サービス計	段階	食費	居住費	食費		
		第1段階	300	0	1日の食事料		
		第2段階	600	370	朝食 290円		
要介護1	1,104	第3段階①	1,000	370	昼食 635円		
		第3段階②	1,300	370			
		第4段階	1,445	855	夕食 520円		
		第1段階	300	0	1日の食費は利用された		
要介護2	1,180	第2段階	600	370			
		第3段階①	1,000	370			
		第3段階②	1,300	370			
		第4段階	1,445	855	但し1日の食費が利用 者様の負担限度額を超		
		第1段階	300	0	その負担限度額がその日の食費になります。		
要介護3	1,261	第2段階	600	370	その場合 差額は 介護保険から支払われま		
		第3段階①	1,000	370			
		第3段階②	1,300	370			
		第4段階	1,445	855			
		第1段階	300	0	また1日の食費が利用 者様の負担限度額以内		
		第2段階	600	370	利用された朝食・昼食・夕食の食事料の合		
要介護4	1,338	第3段階①	1,000	370	食費になります。		

		第3段階②	1,300	370
		第4段階	1,445	855
		第1段階	300	0
		第2段階	600	370
要介護 5	1,415	第3段階①	1,000	370
		第3段階②	1,300	370
		第4段階	1,445	855

### 利用者負担段階と負担限度額について

介護保険法の制度改正により、介護保険施設の食事の基準費用額とその要件が見直され、令和3年8月1日から施行されました

### 利用者負担段階とその要件

令和3年8月1日

			节和3年	ОЛІЦ
負担段階	対象者の要件	居住費	施設食費	短期食費
第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方。生活保護等を受給されている方。	0円	300円	300円
第2段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、預貯金が単身で650万円、夫婦で1650万円以下であって、年金収入等の合計が年間80万円以下の方。	370円	390円	600円
第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、貯金が単身で550万円、夫婦で1550万円以下であって、年金収入等の合計が年間80万円超120万円以下の方。	370円	650円	1000円
第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、貯金が単身で500万円、夫婦で1500万円以下であって、年金収入等の合計が年間120万円超の方。	370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記の要件に当てはまらない方。	855円	1,445円	1,445円